

平成27年度  
教育に関する事務の点検・評価  
報告書（概要版）

平成28年9月

寝屋川市教育委員会

# 点検・評価方法

## 1 趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものです。

## 2 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、平成 27 年度の主な事業としており、実施計画の進行管理を意識した取組とします。

## 3 点検・評価の方法

- (1) 点検・評価に当たっては、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととします。
- (2) 点検・評価に当たっては、教育委員会に「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、点検・評価を行いました。また、客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方にも会議に入ってください、御意見や御助言をいただきました。

### 【学識経験者】

京都産業大学 西川 信廣 教授

大阪国際大学 武島 辰男 教授

## 4 点検評価結果の構成（概要版）

教育大綱重点取組に対する評価結果を主に掲載しており、教育大綱重点取組名及び推進する体制（構成取組）、教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～30 年度）、アドバイザーからの意見、総合評価を記載しています。

※ 詳細については、平成 27 年度教育に関する事務の点検・評価報告書を御覧ください。

寝屋川市教育大綱推進体制一覧表

教育大綱 4つの基本方針	教育大綱重点取組	総合評価	総合計画における構成取組（平成27年度）	評価
生きる力、学ぶ力を育む	小中一貫教育の推進 (特色ある中学校区づくり)	A	小中一貫教育推進事業	B
			小中一貫校の設置事務	A
			寝屋川教育フォーラム開催事業	A
			教育関係職員研修事業	B
			ドリームプラン推進事業	A
	自ら学ぶ力の育成	B	英検受験料補助事業	B
			外国人英語講師派遣事業	B
			イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	B
			英語村（英語力向上プラン）事業	B
			学園ICT化構想事業	B
			少人数教育推進事業	B
			学力向上支援人材事業	B
			学習到達度調査事業	B
			教育相談事業	A
			教育活動支援人材活用事業	A
			児童生徒支援人材派遣事業	A
			スクールソーシャルワーカー配置事業	B
	スクールカウンセラー配置事業	A		
特色ある就学前教育の推進	B	特色ある幼稚園づくり事業	B	
		子育てステップ活用事業	B	
		地域人材活用事業	A	
安心して学べる環境で育む	教育環境の支援・充実	A	小学校給食運営事業	A
			小学校調理業務委託事業	A
			中学校給食運営事業	A
			義務教育就学援助事業	A
			私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	A
			通学路安全対策	A
	教育環境の整備	A	プール改修事業	A
			屋内運動場改修事業	A
			小中学校施設改修事業	A
				A
地域の絆で育む	地域教育力の活性化	B	地域教育協議会活動推進事業	B
			学校安全体制整備推進事業	B
			ねやがわ子どもフォーラム事業	A
			家庭教育サポートチーム派遣事業	A
			家庭教育学級事業	B
			子どもへの暴力防止プログラム実施事業	A
			学校支援地域本部事業	B
	青少年の健全育成	A	放課後子供教室事業	B
			留守家庭児童会児童健全育成事業	A
			青少年リーダー育成事業	A
			青少年の居場所づくり事業	A
			成人式事業	A
	B			
生涯の学びを育む	文化芸術の振興	B	アルカスホール管理	B
			文化施策振興事業	B
	スポーツ活動の振興	B	生涯スポーツ事業	A
			競技スポーツ事業	B
			市民体育館管理運営事業	B
	学習活動の充実	B	日本語よみかき促進事業	B
			成人教育講座事業	B
			まちのせんせい活用事業	B
			生涯学習推進事務	A
			利用者サービス事業	A
			ICT化推進事業	B
			子ども読書活動推進事業	B
読書普及啓発事業	B			
障害者・高齢者・多文化サービス事業	A			

## 教育大綱重点取組

### 小中一貫教育の推進（特色ある中学校区づくり）

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①小中一貫教育推進事業	B	②小中一貫校の設置事務	A	③寝屋川教育フォーラム開催事業	A
④教育関係職員研修事業	B	⑤ドリームプラン推進事業	A		

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

平成17年度から小中一貫教育の下、各中学校区において9年間で目指す子ども像を明確にし、特色ある中学校区づくりを推進する中で、子どもたちの学力、心力、体力の向上を図っている。

これまでの取組の成果や法改正の動き、国における調査報告等を踏まえ、家庭・地域等との連携の下、更なる小中一貫教育の推進を図る。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 一般的に小中一貫校については、一体型と併設型とがあり、説明する際には内容を整理した上で、誤解を招くことがないようにする必要がある。
- ・ 小中一貫教育推進教員短期留学については、他市に比べ充実した制度となっているため、研修内容を全市的に還元や改善できるようにすることが重要である。
- ・ 教育研修センターの在り方については、義務教育学校や小中一貫型小中学校になれば学習指導要領の指導内容、指導事項の入替えや新教科の設立など、学校の裁量権が高まる。その際に教育研修センターが学校に対してどのようなサポートをしていくかが重要であり、そのため教育研修センター外から客員教授の招へいを行う等、指導力を高めていく必要がある。

#### 総合評価

- A**
- 本市の小中一貫教育の取組が11年目となる中、国においては全国他市の状況を踏まえ、学校教育法等の改正が行われ、小中一貫校（義務教育学校等）が制度化された。
- そのことを踏まえ、これまでの本市の小中一貫教育を更に推進する取組の一つとして、これまでの取組の成果を検証する中で、改正法による新たな制度の詳細を研究し、本市に適した小中一貫校等についてより具体的に検討していく。
- また、現在行っているドリームプラン等、本市の小中一貫教育を牽引してきた取組も引き続き、より効果的な取組となるよう不断の改善意識をもって児童・生徒の学力・心力・体力の向上に結び付けていくことが必要である。

**教育大綱重点取組**

**自ら学ぶ力の育成**

**教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）**

①英検受検料補助事業	B	②外国人英語講師派遣事業	B	③イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	B
④英語村（英語力向上プラン）事業	B	⑤学園 ICT 化構想事業	B	⑥少人数教育推進事業	B
⑦学力向上支援人材事業	B	⑧学習到達度調査事業	B	⑨教育相談事業	A
⑩教育活動支援人材活用事業	A	⑪児童生徒支援人材派遣事業	A	⑫スクールソーシャルワーカー配置事業	B
⑬スクールカウンセラー配置事業	A				

**教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）**

児童生徒の学力向上を図るため、少人数教育の推進、ICTを活用した授業、放課後などの学習の場の充実、生活改善などを通して、きめ細かな指導を実現することで、学ぶ習慣・意欲の向上、学力向上を目指す。また、英語村事業、外国人英語講師の配置、英検受検料の補助、イングリッシュプレゼンテーションコンテスト等により、英語力の向上に努めるとともに、児童生徒の国際理解を深め、コミュニケーション力の育成を図る。さらに、支援人材等を有効活用することで、不登校、いじめ等の問題行動の早期発見・早期対応を図るとともに、未然防止のための開発的生徒指導を推進する。市立学校の教職員の資質向上を図り、学校教育内容の充実に努める。

**アドバイザーからの意見**

- ・ 英語村（英語力向上プラン）事業については、取組としては非常に効果が高いが、今後は多くの児童生徒に参加してもらえようように活動を広げることが重要である。

**総合評価**

**B**

学力向上支援 ICT 機器の活用など、小中学校においてより分かりやすい授業を行うことができ、児童生徒の学力が年々着実に成果が上がってきている。学力向上に向け、これらの取組を更に推進していく必要がある。

また、外国人英語講師を配置することで、実際に英語でのコミュニケーションを行い、英語が通じた喜びを児童生徒が味わうことで、英語学習の意欲が向上した。

さらに、支援人材等を活用し、不登校やいじめ等の早期発見・早期対応により、不登校の数も減りつつある。今後はよりきめ細かな指導を行い、児童・生徒の自ら学ぶ力の育成を図っていく必要がある。

## 教育大綱重点取組

### 特色ある就学前教育の推進

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①特色ある幼稚園づくり事業	B	②子育てステップ活用事業	B	③地域人材活用事業	A
---------------	---	--------------	---	-----------	---

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

異年齢交流や年齢に応じた体力づくり等を推進する「特色ある幼稚園づくり事業」や、幼児の成長と保護者の子育てを支援する「子育てステップ」の活用、地域社会との連携を深める「地域人材活用事業」の実施などにより、特色ある就学前教育を推進する。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 就学前教育については、就学前教育そのものの質の向上を図ることと、小中一貫教育を見越した幼小連携の推進がポイントであり、幼小連携を強化していく必要がある。

#### 総合評価

**B**

幼児の生活及び発達や学びの連続性を踏まえ、小学校へのグッドスタートにつなげる取組を進めた。園児は活動を通じて、園児同士のみならず、地域の方や未就園児にも親しみを感じるようになり、自ら他の人との関わりを持つとうとするなどの成長が見られた。

また、子育てステップを活用して、楽しみながら子育てができるよう保護者を支援し、保護者が子育ての参考とし、保護者同士がつながりを持つ切っ掛けとなった。

今後も幼児の課題に応じた教育を充実させるとともに、教員研修や「保育所園・こども園・幼稚園・小学校連携の集い」、「教育研究員活動」等を通して、教員の資質を向上させ、小学校への円滑な接続を図っていく。

## 教育大綱重点取組

### 教育環境の支援・充実

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①小学校給食運営事業	A	②小学校調理業務委託事業	A	③中学校給食運営事業	A
④義務教育就学援助事業	A	⑤私立幼稚園就園奨励費補助金支給事業	A	⑥通学路安全対策	A

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～平成30年度）

経済的事情によって幼稚園、小学校、中学校への就学（園）が困難な子どもの保護者に対して必要な援助を行い、より円滑な就学（園）を支援するとともに、通学路の安全対策の実施や栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供により子どもたちの安全と健康をサポートする。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 今後とも各事業の推進に努めていただきたい。

#### 総合評価

**A**

児童生徒が円滑に就学し、安心して学べる教育環境の充実は、刻々と変化する社会情勢等を踏まえ、適時検討し、適切に取組を展開する必要がある。

その考えの下、子どもの貧困等の社会情勢が社会問題化している状況の中、児童・生徒・園児の円滑な就学や就園を経済的な支援の拡充の検討や取組が推進できており評価できる。今後も、子どもたちを取り巻く環境の変化を見据え、適時適切な検討と迅速な対応を図っていく必要がある。

また、経済的支援のみならず、学校生活を支える通学や食事の環境も現状維持に留まらず、引き続き、必要な改善を図り、より向上していくことが必要である。

## 教育大綱重点取組

### 教育環境の整備

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①プール改修事業	A	②屋内運動場改修事業	A	③小中学校施設改修事業	A
----------	---	------------	---	-------------	---

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

児童生徒が安全で快適な学校生活が送れるよう、プール改修事業、屋内運動場改修事業、小中学校施設改修事業等に取り組み、教育環境の充実を目指し、計画的に学校施設の整備に取り組む。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 今後とも各事業の推進に努めていただきたい。

#### 総合評価

**A**

プール、屋内運動場屋根・床、校舎棟トイレを洋式等に改修し、児童生徒が安全で快適に学べるとともに、避難所としての役割も果たせるよう教育環境を整備していく必要がある。



## 教育大綱重点取組

### 地域教育力の活性化

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①地域教育協議会活動推進事業	B	②学校安全体制整備推進事業	B	③ねやがわ子どもフォーラム事業	A
④家庭教育サポートチーム派遣事業	A	⑤家庭教育学級事業	B	⑥子どもへの暴力防止プログラム実施事業	A
⑦学校支援地域本部事業	B				

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～平成30年度）

地域コミュニティを更に活性化するために、講演会やイベント、子ども安全見守り隊等を活用し、学校・家庭・地域・行政が連携して社会全体で子どもを守る環境を構築する。

また、子育て等に不安や悩みを抱える保護者に対し、家庭教育サポーターを派遣し、支援を行うことや、講演会等を通じて、学校・家庭・地域の在り方を考える機会を提供する。

#### アドバイザーからの意見

- 「学校支援地域本部事業」と「地域教育協議会活動推進事業」については、事業運営主体が両事業とも実質的には地域教育協議会となっており、重複内容も多く棲み分けが難しい。将来的には、学校支援地域本部事業は発展的に解消される可能性もあり、そのことも見据えて両事業の今後の関連性、方向性を検討し、事業を推進していくことが重要である。
- 現在の少年警察活動においては、子どもたちを非行に走らせない、非行に走った子どもたちをいかにして更生させるかといったことが重視されており、教育について警察から学ぶことも多いと考えている。そのような意味でも、学校と警察との連携は重要であり、先進的な自治体の取組も参考にし、効果的な取組を推進していくことが必要である。

#### 総合評価

**B**

相談活動や訪問活動、講座・講演会などの実施により、子育てに不安や悩みを抱える保護者が自信を持って子育てできる切っ掛けとなるとともに、学校と連携したサポート体制の構築ができた。

また、学校・家庭・地域と行政が「子どもを守る」との共通認識の下、積極的に見守り活動や地域パトロールを実施するなど、地域で守り育てる意識が高まっている。

## 教育大綱重点取組

### 青少年の健全育成

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①放課後子供教室事業	B	②留守家庭児童会児童健全育成事業	A	③青少年リーダー育成事業	A
④青少年の居場所づくり事業	A	⑤成人式事業	A	⑥青少年健全育成推進事業	B

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

全ての児童にとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進するため、「放課後子供教室事業」及び「留守家庭児童会事業」を実施する。

子ども・子育て支援新制度により対象児童が小学 6 年生までに拡充されたことを受け、入会児童の増加に伴う、環境整備を実施する。

市内在住・在学の小学生からおおむね 30 歳までの若者が、社会体験、ボランティア活動やキャンプ活動を通じて、次代を担う青少年リーダーを育成する。

中学生以上の青少年が、安全・安心に集える場所として青少年の居場所を増設する。

#### アドバイザーからの意見

- 各事業（構成取組）については、市民への説明責任を果たすという趣旨から、どこで、誰が、何をするのかといった基本的な取組内容（事業内容）を整理する必要がある。

#### 総合評価

<b>A</b>	<p>留守家庭児童会について、小学校 24 校中 12 校において入会児童の対象を 6 年生まで拡大するとともに、入会児童数の増加に伴う施設の整備を実施した。</p> <p>平成 28 年度から放課後子ども総合プランが施行されることに伴い、「寝屋川市放課後子どもプラン運営委員会」を設置し、本市の目指すべきプランの在り方をまとめた「提言書」が策定された。</p> <p>寝屋川リーダーズに対するきめ細かな指導により、ユース・中高生・小学生とともに個人としてのレベルアップを図られ、組織力強化のための基礎を固めることができた。</p> <p>また、青少年の居場所についても、青少年が気軽に立ち寄れる場として、利用者は着実に増加している。</p>
----------	---

## 教育大綱重点取組

### 文化芸術の振興

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①アルカスホール管理

B

②文化施策振興事業

B

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

地域交流や文化振興の拠点としてアルカスホールをより一層活用するとともに、文化に関するきめ細かな情報発信を行い、文化振興のための環境づくりを推進する。

また、活動・発表・鑑賞の機会の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成や新たな参加者の獲得など、文化芸術活動の活性化を図る。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 「アルカスホール管理」については、活動指標等でホールの稼働率が示されているが、全国的な同様（同規模）の公設ホールでの稼働率も勘案し、目標数値を設定していくことが重要である。
- ・ 指定管理者導入施設については、その運用が適切・効果的にされているかどうかも併せて実績検証をすることが重要である。

#### 総合評価

B

多様な文化振興事業の実施やアルカスホールとの連携を通じて、市民の活動・発表・鑑賞の場や情報の提供を行うとともに、人材・団体などを育成・支援するなど、市民が自主的に文化活動を行うための環境づくりを進めることができた。

教育大綱重点取組

スポーツ活動の振興

教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①生涯スポーツ事業	A	②競技スポーツ事業	B	③市民体育館管理運営事業	B
-----------	---	-----------	---	--------------	---

教育大綱実施計画における取組概要（平成 27 年度～平成 30 年度）

誰もがそれぞれのライフスタイルや目的に合わせ、生涯にわたり、スポーツに親しめる環境の充実を図るとともに、競技スポーツの振興、競技力向上を目指した取組を推進する。

アドバイザーからの意見

- ・ 今後とも各事業の推進に努めていただきたい。

総合評価

B

市民のスポーツ活動を推進するために、見て楽しみ、行って楽しみ、支える視点から誰もがスポーツに親しめる機会の提供に努めることができた。また市民体育館を含む社会体育施設において、利用者が安全で快適に活動できるよう環境整備にも努めることができた。今後は、2020 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた競技スポーツ振興並びに施設修繕計画に基づく更なる環境整備を目指していく。

## 教育大綱重点取組

### 学習活動の充実

#### 教育大綱重点取組を推進する体制（構成取組）

①日本語よみかき促進事業	B	②成人教育講座事業	B	③まちのせんせい活用事業	B
④生涯学習推進事務	A	⑤利用者サービス事業	A	⑥ICT化推進事業	B
⑦子ども読書活動推進事業	B	⑧読書普及啓発事業	B	⑨障害者・高齢者・多文化サービス事業	A

#### 教育大綱実施計画における取組概要（平成27年度～平成30年度）

誰もが、いつでも、どこでも学習活動に取り組むことができる学習の場を整備するとともに、幅広い学習情報を提供し、学習機会の確保に取り組む。

また、地域人材の養成や市民が学び得た成果を通じて地域に還元していく取組を進める。

#### アドバイザーからの意見

- ・ 評価の根拠については、事業の参加者アンケートや実績など、定量的に示すことのできる内容を根拠にする必要がある。

#### 総合評価

**B**

市民のニーズに対応した各種講座（日本語よみかき学級・成人教育講座・まちのせんせいの活用事業）を実施し、生涯学習を推進することができた。

また、生涯学習情報誌の発行など学習の機会や情報の提供を行うことができた。

読書活動の推進については、東図書館及び中央図書館学習室をリニューアルし、安全で快適な読書環境の整備を行った。第2次子ども読書活動推進計画の策定に取り組んだ。